

令和5年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

令和5年3月6日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月6日(月)午前9時～

2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎 1階101・102会議室

3. 出席農業委員 (16人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋藤	瑠璃子	14番	高橋	政敏
15番	荒木田	浩生	16番	眞崎	純孝

1. 欠席委員 (1名)

17番 藤村 隆清

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出

について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議事

(1) 議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第7号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(3) 議案第8号

農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて

(4) 議案第9号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(5) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 阿部 聡 参事 桜尾 健
主査 竹下 義博 主事 浅利 天夢

7. 書記

主事 浅利 天夢

8. 議事録署名員

13番 齋藤 瑠璃子 15番 荒木田 浩生

9. 会議の概要

職務代理 これより第3回仙北市農業委員会総会を開催致します。

職務代理 本日、会長が欠席のため、私が議長を務めます。

議長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に13番齋藤委員、15番荒木田委員を指名します。会議書記は浅利主事を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

阿部局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時4分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

阿部局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

桜尾参事 《(2)農地の転用事実に関する回答書について》

議長 それでは議事に入ります。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

桜尾参事 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、交換移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は自作地交

樫尾参事 換のためとなります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、交換移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は自作地のため交換となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、申請事由は相手方の要望、新規就農のためとなります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間、申請事由は相手方の要望、新規就農のためとなります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び2番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については私が行います。

14番高橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号4番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、許可とすることに決定します。(9時13分)

議長 次に議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち整理番号10番、12番、13番及び14番についてを上程します。利害関係者の退席を求めます。3番草薨委員。

《3番草薨委員 退席》(9時14分)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第7号整理番号10番、12番、13番及び14番について説明致します。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号14番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇

竹下主査 ○筆、面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち整理番号10番、12番、13番及び14番についてはこの策定を適正と認め、承認することに決定します。

(9時18分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《3番草薨委員 復席》(9時18分)

議長 次に議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号27番を上程します。利害関係者の退席を求めます。6番佐藤委員。

《6番佐藤委員 退席》(9時18分)

議長 それでは整理番号27番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号27番について内容の説明を致します。

整理番号27番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、中間管理事業の新規案件となります。賃貸人は西木

竹下主査 町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんとなります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。説明は以上となります。

議長 説明は終わりました。現地確認報告を事務局よりお願いします。

事務局 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号27番についてはこの策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時21分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《6番佐藤委員 復席》(9時21分)

議長 次に議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号10番、12番、13番、14番及び27番を除いて一括上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号1番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町○○地区の○○さん、譲受人は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、10a当たり○○円、総額○○円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に畑、畑○○筆、面積○○㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は○○県○○市に在住の○○さん、譲受人は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は

竹下主査 畑、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、公社特例売買事業の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は秋田県農業公社です。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり米〇〇.〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地

竹下主査 区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号15番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号16番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号17番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円、一部使用貸借となります。

整理番号18番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇

竹下主査 ○筆、合計面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号19番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町○○地区の相続人代表者○○さん、賃借人は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号20番から23番までは再設定案件ですので、説明は割愛させていただきます。

整理番号24番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、中間管理事業の案件となります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○です。利用目的は田、期間は○○年間、使用貸借となります。

整理番号25番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、中間管理事業の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は西木町○○地区の有限会社○○です。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号26番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、中間管理事業の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の有限会社○○です。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円・○○円、年額○○円となります。

整理番号28番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○

竹下主査 ○筆、合計面積○○㎡、中間管理事業の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は西木町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《現地確認報告》

議長 次に整理番号2番、15番及び16番について、11番青柳委員よりお願いします。

11番青柳 《現地確認報告》

議長 次に整理番号3番について、4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 次に整理番号4番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 次に整理番号5番及び6番について、私が行います。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 次に整理番号7番、8番、9番、11番、17番及び18番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《現地確認報告》

議長 次に整理番号19番について、12番門脇委員よりお願いします。

12番門脇 《現地確認報告》

議長 次に整理番号24番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《現地確認報告》

議長 次に整理番号25番及び26番について、6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議長 次に整理番号28番について、事務局よりお願いします。

事務局 《現地確認報告》

議長 整理番号20番から23番については再設定案件ですので、現地確認報告は省略いたします。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 暫時休憩します。(9時39分)

議長 休憩以前にさかのぼり、会議を再開いたします。(9時49分)

議長 他にございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号10番、12番、13番、14番及び27番を除いて、この策定を適正と認め、承認することに決定します。

(9時56分)

議長 次に議案第8号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第8号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて内容の説明を致します。こちらの14名の受贈者につきましては、3年に一度、生前一括贈与等の納税猶予を受けていることから、証明申請が提出されるものです。証明は受贈者が農業経営を実際に行っているかどうかを証明するものです。農業委員の担当地域内で農業を行っていない方については、

証明することはできませんので、審議をお願い致します。

議長 説明が終わりました。各地区の担当区域内で猶予を受けている方農業経営状況、耕作状況等について、不適格な方がいる場合は担当委員の発言を求めます。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案書の14名について、申請のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第8号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについては、申請のとおり証明書を交付することに決定します。

(9時59分)

議長 次に議案第9号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。本議案については、市農業振興課から説明をお願いします。

《農業振興課鈴木補佐 入室》(10時)

鈴木補佐 《議案書により説明》

議長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第9号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について、原案のとおり決定し答申することとします。(10時17分)

《農業振興課鈴木補佐 退室》(10時17分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。協議事項について、はじめに鈴木農地専門委員長から報告願います。

鈴木委員長 協議事項 (1)令和5年度仙北市農作業標準賃金(案)について

議長 次に事務局より説明をお願いします。

阿部局長 連絡事項 (1)今後の日程について

*3月22日(水)午前9時～ 第4回農業委員会総会

仙北市役所角館庁舎 101・102会議室

*3月24日(金)午前9時～ 農用地利用調整会議

仙北市役所角館庁舎 101・102会議室

*4月10日(月)午前9時～ 第5回農業委員会総会

仙北市役所角館庁舎 101・102会議室

議長 これで令和5年第3回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(10時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和5年3月6日

議長

署名員 13番

署名員 15番
